

第2次近江八幡市環境基本計画
《 マスタープラン 》

～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～
近江八幡市 持続可能な「水・緑・暮らし」

令和4年3月

近江八幡市

はじめに

近年、経済成長と技術革新により生活が便利で豊かになった一方で、自然環境の破壊が進み、化石燃料などの資源が大量に消費されてきました。その結果として、環境問題は、地球温暖化の影響と見られる気候変動に伴う自然災害リスクの増大、世界的な海洋プラスチックごみ^{※P35}問題など、ますます広い範囲で複雑化、多様化してきています。

本市は平成 22(2010)年 12 月に良好な環境を保全し創造するための基本的な考え方を示す「近江八幡市環境基本条例」を制定し、条例に基づき総合的かつ計画的に環境政策を進めるため、平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度の 10 年間を計画期間とする「近江八幡市環境基本計画」を策定し、市、市民・市民団体・地域、事業者が協働して、様々な環境問題に取り組んできました。また、令和 3(2021)年 7 月 1 日には「近江八幡市気候非常事態宣言^{※P35}」を行い、「2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す」ことを表明し、今後は既存の施策に加え、新たな施策も実施してまいります。

国の「第 5 次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化してきているとし、SDGs^{※P35}の考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしています。

こうした中で、『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡 持続可能な「水・緑・暮らし」』という目指すべき環境像を実現するために、市、市民・市民団体・地域、事業者のそれぞれの役割と、ゼロカーボンシティ^{※P35}等共有する方針を掲げ、令和 4(2022)年度から令和 13(2031)年度の 10 年間を計画期間とする「第 2 次近江八幡市環境基本計画」を新たに策定しました。

近江八幡市環境基本計画

目次

第1章	計画の基本的事項	
1-1	近江八幡市環境基本計画の策定	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間（目標年度）	3
1-4	対象地域	3
1-5	対象とする環境の範囲	3
1-6	近江八幡市環境基本計画の概要（体系図）	4
第2章	近江八幡市の環境特性	
2-1	環境の特性	6
第3章	基本理念	
3-1	望ましい環境像	11
3-2	基本理念	12
第4章	基本方針と基本施策	
4-1	基本方針	14
4-2	基本施策	16
第5章	計画の進行管理	
5-1	推進体制	21
5-2	評価システム	23
添付資料		
参考資料		
	近江八幡市環境基本条例	24
	近江八幡市気候非常事態宣言	27
	近江八幡市環境基本計画改定経過	28
	近江八幡市環境審議会委員名簿	29
	近江八幡市環境審議会 環境計画部会委員名簿	30
	意識調査結果	31
	用語の解説	35

第1章 計画の基本的事項

1-1 近江八幡市環境基本計画の策定

(1) 計画策定の目的

旧近江八幡市と旧安土町が合併し、平成22(2010)年3月に現在の近江八幡市が誕生しました。本市は、琵琶湖最大の島である沖島を北端に、北東部には西の湖やその周辺の水郷地帯を有しており、水と緑にあふれた豊かな自然環境の恩恵を受けるとともに、琵琶湖沿岸から広大な農地が広がり、実り豊かな田園都市を形成しています。また、各時代を代表する歴史遺産に恵まれ、伝統的文化を継承しつつ新しい文化を育んできました。

一方、地球温暖化や生物多様性の喪失、資源の枯渇など、地球環境問題も深刻化しています。

このような環境問題の解決に向けて、良好な環境を保全し創造するための基本的な考え方を示す「近江八幡市環境基本条例」を平成23(2011)年1月から施行しました。この条例に基づき、本市の環境政策を総合的かつ計画的に進めるため、『近江八幡市環境基本計画』を策定しました。

■ 近江八幡市環境基本条例（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により推進するものとする。

- (1) 人が健康で文化的な生活を送るために、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、人類存続の基盤である限りある環境を、現在及び将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- (2) 市、市民及び事業者がそれぞれの担うべき役割を分担した上で、互いに連携し協力して自主的かつ積極的に行わなければならない。
- (3) 地域の地理的特色を生かし、先人が築いてきた歴史的及び文化的遺産を保全しつつ、現在及び将来にわたって良好な歴史的・文化的環境が形成されるよう適切に行わなければならない。
- (4) 地球環境の保全を視野に入れた資源の循環的利用等により、持続的発展が可能な地域社会の構築を目指さなければならない。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、近江八幡市環境基本条例に基づき、「良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画」として定めるものです。

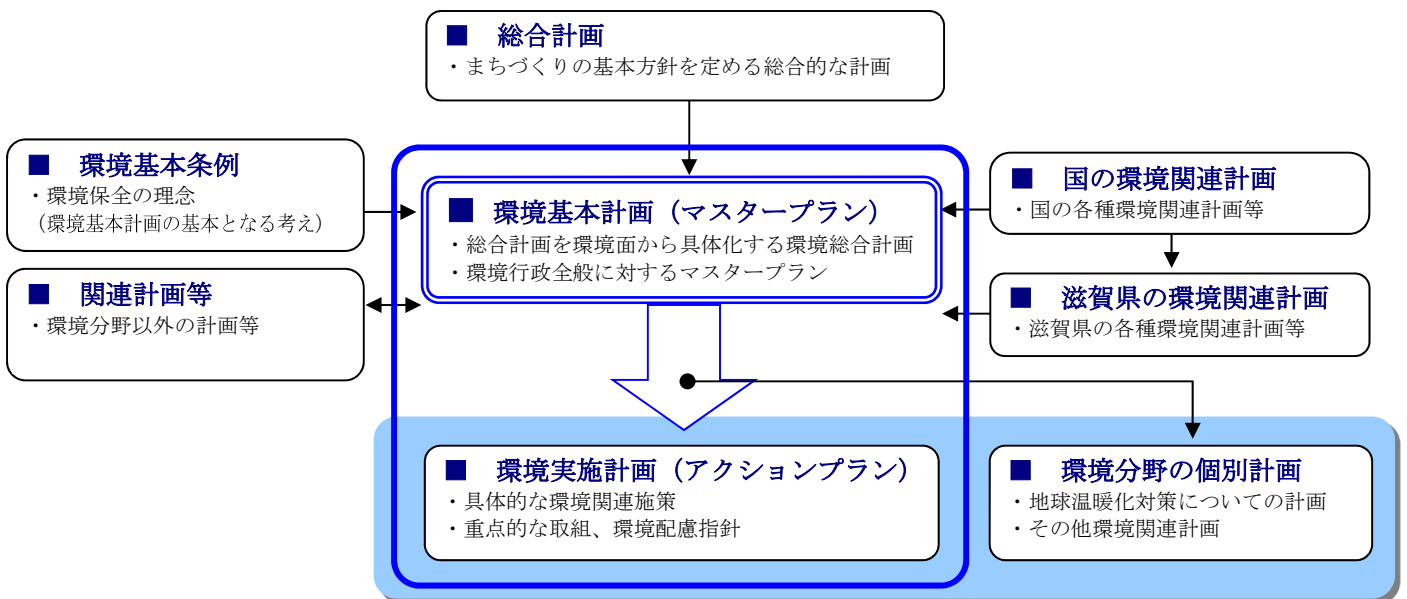
《本計画の役割》

1) 「総合計画」に基づき、環境面から具体化を図る環境総合計画

総合計画に基づき、環境総合計画として環境に係る施策の方針などを定め、取り組むべき環境施策を体系的に整理します。

2) 環境行政全般のマスタープランとして、各種環境施策の基本的方向を示す

本市における環境行政のマスタープランとして作成し、個々の環境関連施策は環境基本計画に定められた考えに基づいて推進していきます。



関係計画等との関係

1-3 計画の期間（目標年度）

本計画は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間を計画の期間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画内容の検証、見直しを行っていくものとします。

1-4 対象地域

市全域を対象とします。ただし、本市の環境は市域のみで独立して形成されているものではなく、周辺地域や流域との一体性についても念頭におきながら、広域的観点も考慮します。

1-5 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は多岐にわたり、相互に関連しています。

本計画では、自然環境、歴史的・文化的環境、生活環境の良好な環境の保全及び創造を通じて地球環境問題にも貢献していくものとし、下に代表的な要素を示します。

自然環境：地形・地質、湖沼・河川、動植物、森林・里山 等

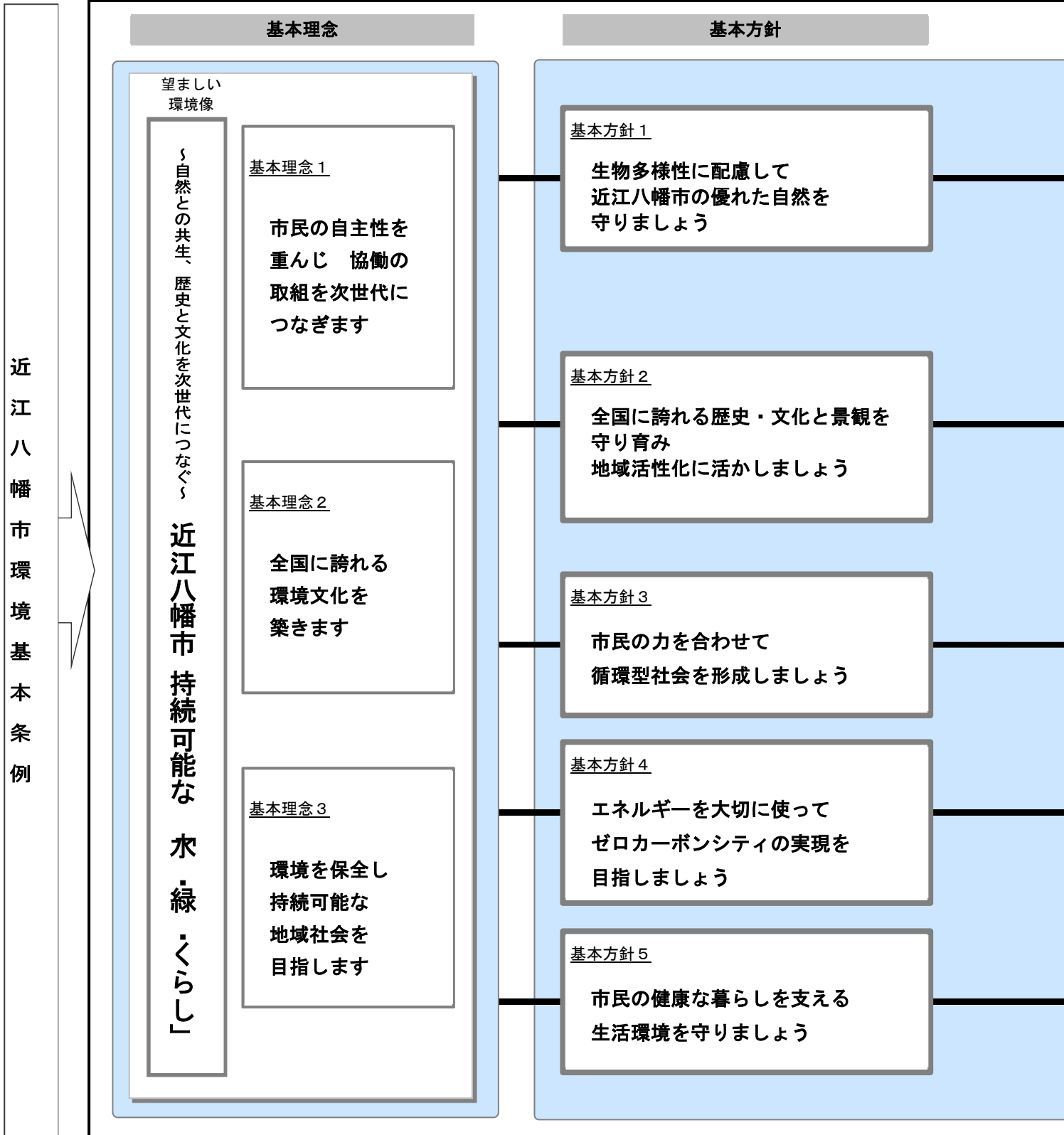
歴史的・文化的環境：文化的景観、歴史・伝統文化、生活文化 等

生活環境：公害、廃棄物、生活排水、資源、エネルギー 等

地球環境：地球温暖化、オゾン層^{※P35}の減少、酸性雨 等

1-6 近江八幡市環境基本計画の概要（体系図）

近江八幡市環境基本計画



基本施策

基本施策 1-1

西の湖等における地域の生物多様性^{※P35}の 保全

- 地域の生態系の保全・再生

基本施策 1-2

広大な農地や点在する里山等の 二次的な自然環境^{※P35}の保全・再生

- 身近な自然環境の保全・再生

基本施策 2-1

八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の 歴史的・文化的景観等の保全・再生

- 重要文化的景観^{※P35}・歴史的景観等の保全と
身近な景観施策の推進

基本施策 2-2

近江八幡の水郷等の環境特性を活かした 地域活性化の推進

- 環境を活かした地域の活性化

基本施策 3-1

身近な取組から始める5R^{※P35}の推進

- リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・
リジェネレート（特にリデュース・リユース
の2R）の推進

基本施策 4-1

温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進

- 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進

基本施策 5-1

水・大気・土の保全

- 生活の基盤となる水・大気・土の保全

基本施策 5-2

生活環境の保全

- 騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の適正処理、
不法投棄対策、まちの美化等の推進

計画の進行管理

□推進体制

- ・市、市民・市民団体・地域、事業者
それぞれによる主体的な活動の促
進・連携・協働による取組
- ・環境計画評価部会及び環境審議会に
おける評価・検証・審議

□評価システム

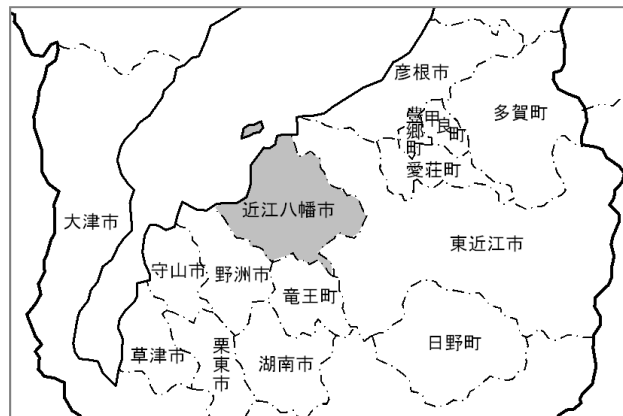
- ・PDCAサイクルによる評価システ
ム

第2章 近江八幡市の環境特性

2-1 環境の特性

(1) 地域の概要

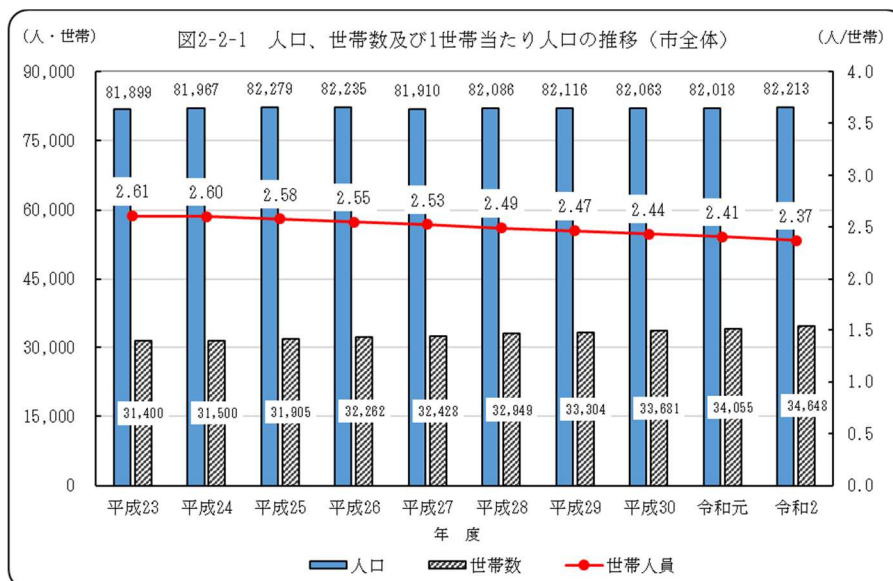
滋賀県のほぼ中央に位置し、北は琵琶湖、東は東近江市、南は竜王町、西は野洲市に接しています。また、琵琶湖で最大の島である沖島(沖ノ島)があります。面積は177.45 k m²で、滋賀県全体面積推計値(4,017.38 k m²)の4.4%を占めています。



位置図

■ 人口・世帯数

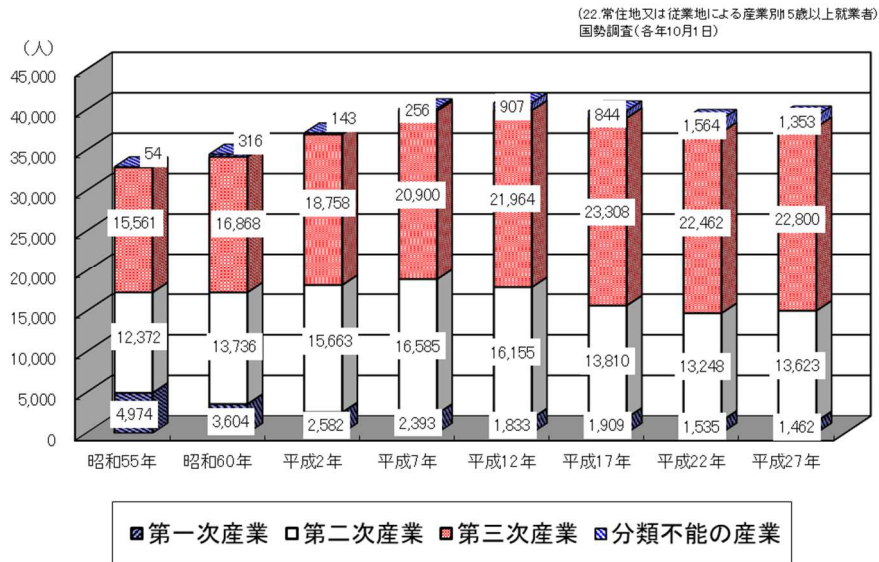
本市の人口は、大きな増減はありません。令和2年度末現在で82,213人、世帯数は過去10年間で約3,000世帯増加し、令和2年度末現在で34,648世帯、一世帯当たりの人口は年々減少し、令和2(2020)年度末現在で2.37人/世帯となっています。



■ 産 業

市全体の事業所数及び事業者数は平成 28(2016)年で 3,120 事業所及び 31,424 人であり、市内の事業所数としては、第三次産業の事業所が全体の約 81%を占め、第二次産業の事業所が約 17%を占めています。

産業別就業人口

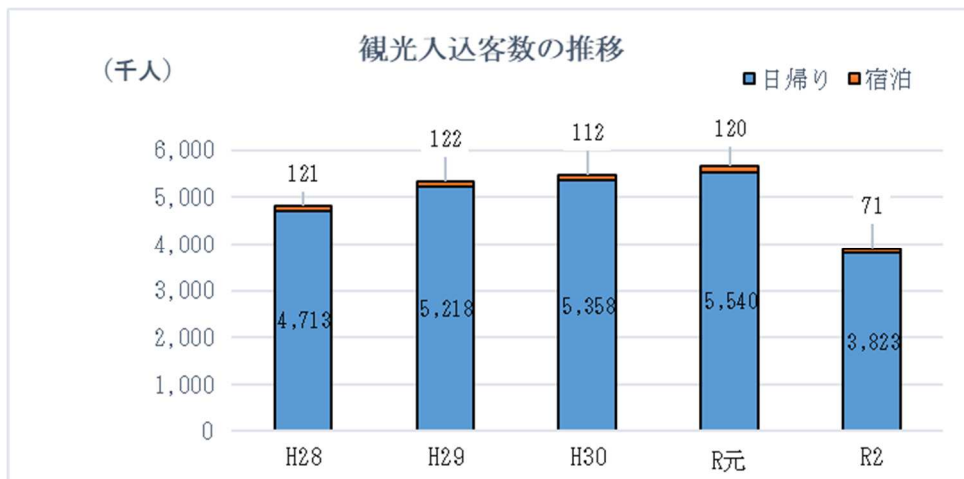


■ 観 光

本市の自然や歴史・文化的環境は、県内でも有数の観光資源となっており、令和 2 年には年間約 389 万人の観光客が訪れています。

観光資源には、西の湖や琵琶湖（いずれもラムサール条約^{※P35}の登録湿地）に代表される豊かな自然環境、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受ける近江商人ゆかりの八幡堀、安土城跡をはじめ、多くの神社仏閣などの歴史的・文化的資産があります。また、近江牛や琵琶湖の湖魚料理の一つであるふなずしなど、特産物も多くあります。

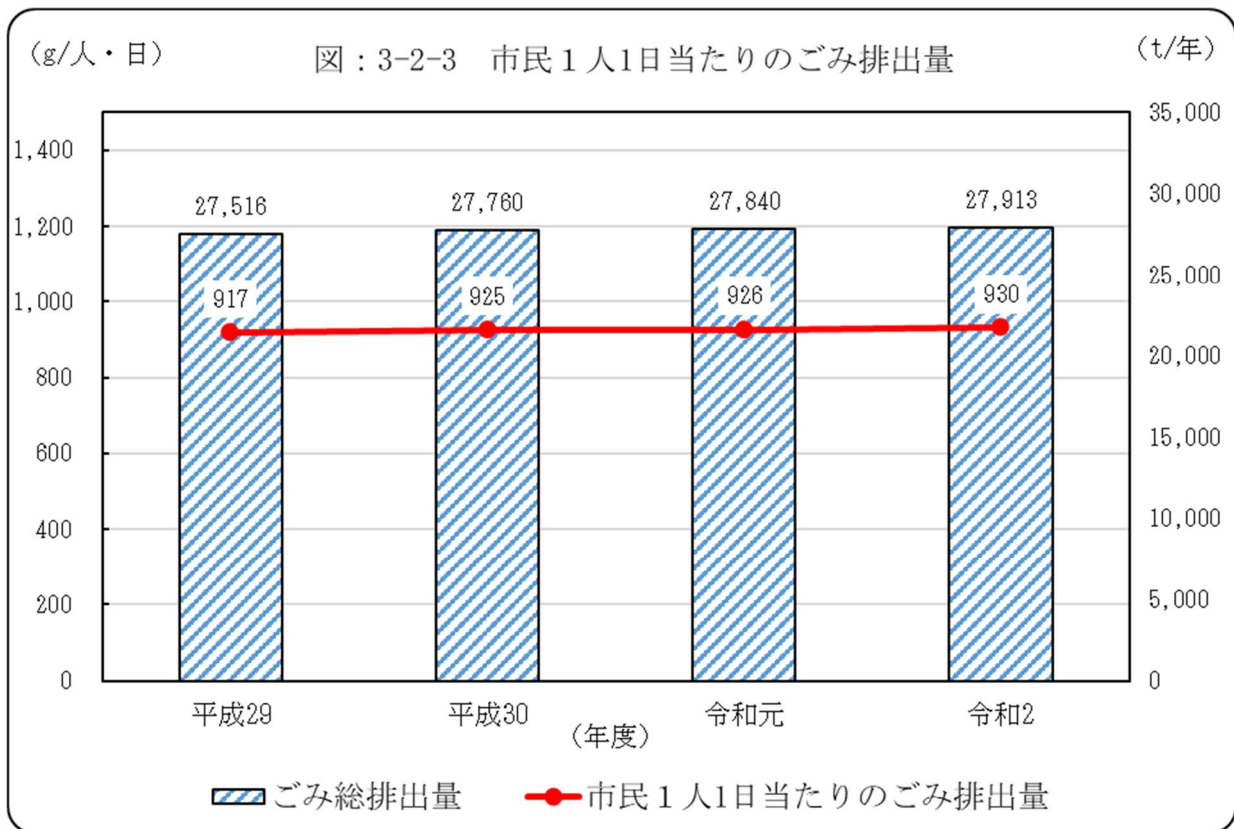
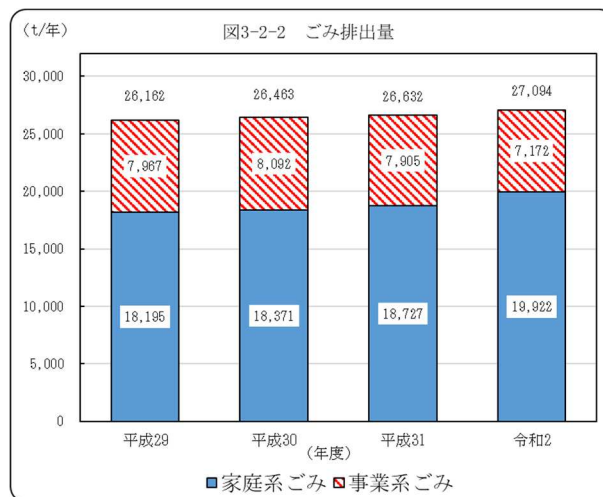
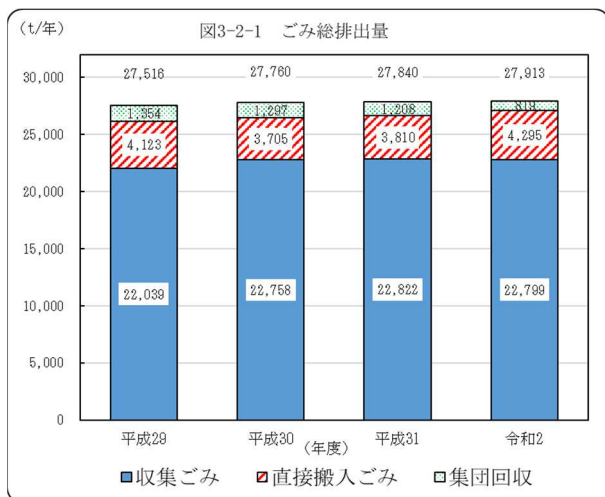
(資料：滋賀県観光入込客統計調査書〔各年 12 月 31 日現在〕)



(2) 環境の概況

■ 生活環境

生活環境のうち、ごみの排出状況を見ると、1人1日当たりごみの量が増加傾向です。また自治会等では、資源ごみの集団回収の取組も行われています。(資料：一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)

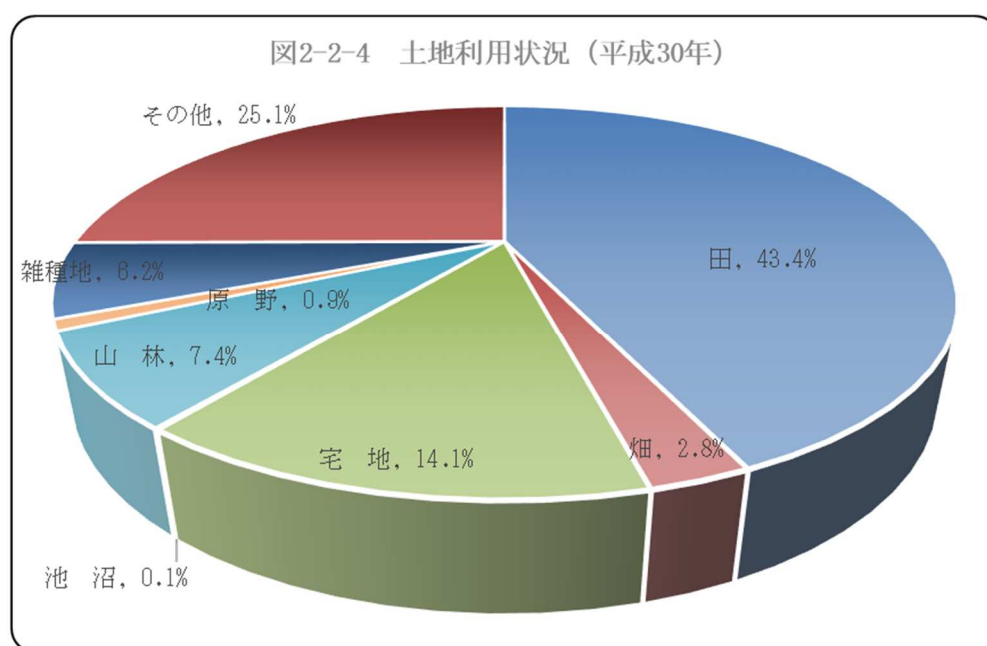


■ 自然環境

市域には、北部に長命寺山、八幡山、東部に安土山、織(きぬがさ)山、箕作(みつくり)山、南部に瓶割(かめわり)山、雪野山など、標高 200~400mの美しい山々があり、市域の中央部に白鳥川、東部に蛇砂川、長命寺川、山本川、西端に日野川が流れています。

市域の北東部に広がる西の湖は、琵琶湖の一番大きな内湖であり、同内湖を含め、ヨシ群落のある水郷地帯は、琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた、美しい自然環境となっています。ヨシ原を主体とする西の湖の湿地は、多様な生物を育み、特に水鳥の生息地として非常に重要な環境であることから、ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)の条約湿地である琵琶湖(平成5(1993)年6月10日登録)の登録エリアが拡大されて、平成20(2008)年10月30日に西の湖が追加登録されました。

市域の土地利用は、農地(水田と畑の合計)46%、宅地14%、山林7%等となっており、農地の占める割合が高い特色があります。(資料:滋賀県統計書)



■ 歴史・文化

本市の地域は、古くから農業を中心に栄えてきましたが、中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て多くの城が築かれました。また、織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市の思想に引き継がれ、さらに近江商人の基礎を築きました。このような歴史背景により、この地域には、弥生時代の農耕水田集落「大中の湖南遺跡」、中世城郭を代表する日本最大の山城「観音寺城跡」、天下の名城「安土城跡」など、各時代を代表する国の史跡が点在しています。これらの歴史資産が集中する地域に近江風土記の丘が設置され、その中核施設として県立安土城考古博物館があります。さらに、江戸と京都を結ぶ幹線であった中山道、朝鮮通信使が通った朝鮮人街道、近江商人のまちなみなどの伝統的な建造物や景観に特色があります。これらの歴史を背景として、城下町の薫り高い「沙沙貴まつり」や「左義長まつり」などの祭礼も脈々と受け継がれています。

本市には人の営みと自然が調和した、美しい水郷の風景が広がる西の湖を有しており、全国に誇れる文化的な景観となっています。平成 18(2006)年 1 月に西の湖・長命寺川・八幡堀と周辺のヨシ地を含む「近江八幡の水郷」が重要文化的景観の全国第 1 号として国の選定を受け、同年 7 月には円山・白王の集落部分が、平成 19(2007)年 7 月には里山（円山・白王山）とその周辺の水田が選定されました。さらに、令和 3(2021)年 10 月に西の湖の旧安土町域が追加選定されました。現在、公有水面・ヨシ地・集落・農地・里山を含む約 579.8ha が「近江八幡の水郷」として選定されています。



近江八幡の水郷風景

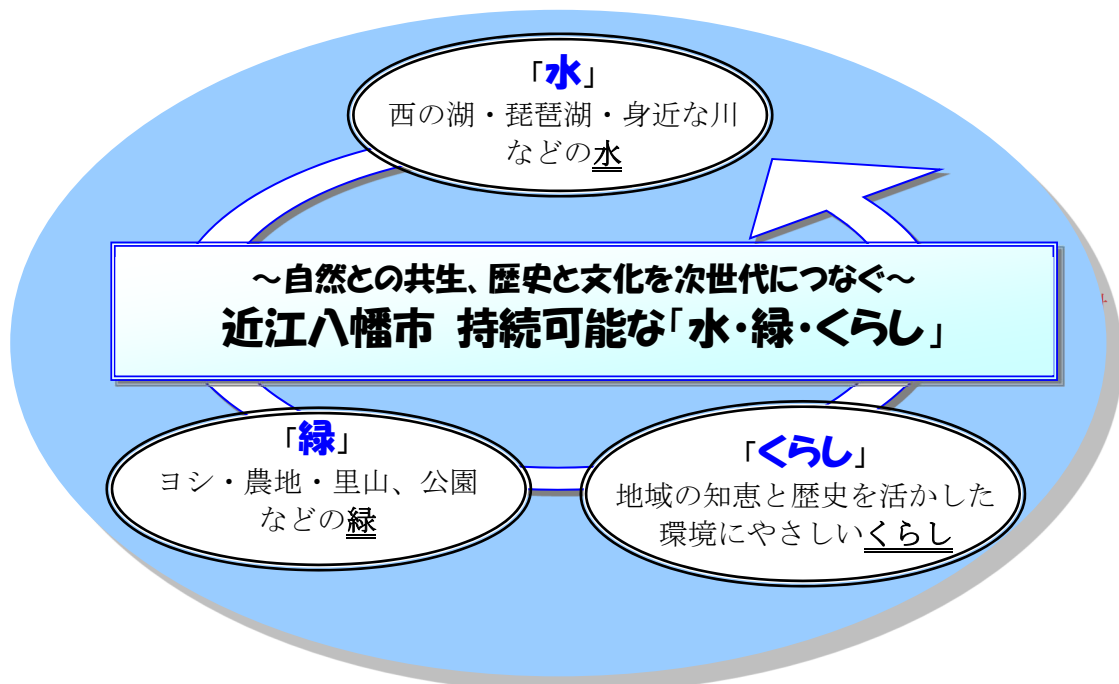
第3章 基本理念

3-1 望ましい環境像

本市における望ましい環境像として、10年後の姿を『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡市 持続可能な「水・緑・暮らし」』と定めます。

この望ましい環境像は、全国に誇れる西の湖や琵琶湖、身近な川などの「水」を守り、人々の生業なりわいを通じて守られてきたヨシや農地・里山や公園などの「緑」を守り、そして地域の知恵と歴史を活かして、子どもから高齢者まで、だれにとっても環境にやさしい「暮らし」が築かれているような地域社会の実現を目指していくことを表現しています。

水：全国に誇れる西の湖・琵琶湖・身近な川などの「水」が守られている
緑：生業なりわいを通じて保全されたヨシ・農地・里山、公園など「緑」が守られている
暮らし：地域の知恵と歴史を活かして、子どもから高齢者まで、だれにとっても環境にやさしい「暮らし」が築かれている



3-2 基本理念

望ましい環境像の実現に向けて、全ての環境施策に共通する基本的な考え方を、3つの基本理念として、次のように定めます。

基本理念 1

市民の自主性を重んじ 協働の取組を次世代につなぎます

〔 市、市民・市民団体・地域、事業者の協働 〕

- ・市民の自主的な活動が盛んである地域特性を次世代へと伝えていきながら、市、市民・市民団体・地域、事業者の協働による取組を進めていきましょう。
- ・市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれが役割を分担し、自主性を重視しながら、できることから取組を進めていきましょう。
- ・市民・事業者の積極的な活動と行政との協働を通じて、環境像を実現していきましょう。
- ・子どもから高齢者まで、市民が一緒になって、地域の環境は地域で守っていくという気風が育まれているまちにしていきたいと思います。
- ・個人や組織、それぞれが培ってきた持ち味や能力を最大限に発揮して、地域の環境保全に取り組んでいきましょう。
- ・市民や市民グループの間でつながりを深めて、本市の環境保全に力をあわせて取り組んでいきましょう。
- ・環境に関する情報を積極的に発信して、環境意識が市民に幅広く浸透しているまちにしていきたいと思います。
- ・市民の中から次々と環境活動のリーダーが生まれ、環境の保全・活用が進んでいるまちにしていきたいと思います。

基本理念2

全国に誇れる 環境文化を築きます

〔 自然との共生、歴史・文化の継承 〕

- ・全国に誇れる自然・歴史・文化（環境文化）を、子どもたちの世代へと引き継いでいきましょう。
- ・歴史的・文化的環境の特色を活かしつつ、環境に配慮した「暮らし」と「生業」^{なりわい}の実現を通じて、環境文化を築いていきましょう。
- ・西の湖や琵琶湖、安土城跡や八幡堀など、自然と歴史が調和している環境のすばらしさを地域に暮らす人自身が認識し、子どもたちや観光客にも、本市の環境のすばらしさを伝えていきましょう。
- ・ヨシ帯、農地、里山など、産業活動を通じて保全されてきた優れた自然環境について、先人の知恵を学び現代に活かしながら、守り続けていきましょう。
- ・自然や歴史などの環境資源を保全しつつ、地域産業の活性化に活用できるよう、環境保全と地域産業の両立を目指していきましょう。
- ・市民が本市の環境文化に親しみ、くつろいで暮らすことのできるまちにしていきたいと思います。

基本理念3

環境を保全し 持続可能な地域社会を目指します

〔 循環型社会・脱炭素社会に向けた地域社会の形成 〕

- ・環境保全の持続可能な仕組みづくりとして、循環型社会や脱炭素社会の形成に向けた地域の取組を進めていきましょう。
- ・資源循環、地産地消^{*P35}、エネルギー自給などを通じて、将来にわたって持続可能な地域社会の実現を目指していきましょう。
- ・ごみの分別やリサイクルなど、身近に実現できる行動から始めて、継続的に環境保全に取り組んでいきましょう。
- ・地球温暖化対策実行計画に基づいて、省エネルギーなど身近な取組を進めていきましょう。

第4章 基本方針と基本施策

4-1 基本方針

望ましい環境像と基本理念を踏まえ、本市における環境施策を次ページのように5つの基本方針として体系的に整理・区分を行いました。それぞれの基本方針は、相互に複雑に関連しているものであり、共通する協働の考え方を下のように定めます。

〈 市、市民・市民団体・地域、事業者の協働により、環境の保全を進めていきます 〉

環境問題の複雑化、多様化が進む中、市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれが、自然共生社会、循環型社会、脱炭素社会の実現に向けて、現在の暮らしや産業の仕組みを見直していくことが求められます。

望ましい環境像『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡市持続可能な「水・緑・暮らし」』の実現に向けて、市、市民・市民団体・地域、事業者が協働し、ともに知恵を出し合い、市民が主役となった取組を促し、各種団体間の連携を図る仕組みづくりや、各種活動の間での情報共有と活動改善に向けたサポートなど、環境保全の取組を進めていくことが求められます。

そこで、このような取組を『協働』と呼んで、基本方針の中核に位置づけます。

基本方針 1

生物多様性に配慮して 近江八幡市の優れた自然を守りましょう

本市における生物多様性に配慮しながら、ラムサール条約の登録湿地である西の湖や琵琶湖、農地や里山など、多様な動植物の生息・生育する優れた自然環境を保護・保全していきましょう。

基本方針 2

全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み 地域活性化に活かしましょう

重要文化的景観に指定されている近江八幡の水郷をはじめ、八幡堀や安土城跡、街道景観など、全国に誇る歴史・文化及び良好な景観を守り、重要な資源と捉えて、地域の活性化にも活用していきましょう。

基本方針 3

市民の力を合わせて 循環型社会を形成しましょう

ごみの減量やリサイクルなど、市、市民・市民団体・地域、事業者が力を合わせて循環型社会を形成していきましょう。

基本方針 4

エネルギーを大切に使うって ゼロカーボンシティの実現を目指しましょう

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を視野に入れながら、限りあるエネルギーを大切に使うように心がけるライフスタイルへと転換し、省エネルギーなど身近な取組を進めて、ゼロカーボンシティの実現を目指しましょう。

基本方針 5

市民の健康な暮らしを支える 生活環境を守りましょう

市内で暮らしている人や働いている人の健康と生活環境を保全するため、水・騒音・振動・悪臭、不法投棄、まちの美化等に対する取組を進めていきましょう。

4-2 基本施策

各基本方針を受けた施策の方向性として、次のように基本施策を定めます。

基本方針 1

生物多様性に配慮して 近江八幡市の優れた自然を守りましょう

基本施策 1-1 西の湖等における 地域の生物多様性の保全

■ 地域の生態系の保全・再生

本市の多様な動植物が生息・生育する生態系を保全・再生していきましょう。

□ 基本的な考え方

本市には、西の湖や琵琶湖のヨシ群落など、地域固有の自然がみられます。これらは、本市の生物多様性の基盤として、重要な自然環境です。

そこで、西の湖や琵琶湖の生態系の保全、希少な動植物の保護、外来種への対策、野生鳥獣の適正な管理、環境教育などに取り組んでいきましょう。

基本施策 1-2 広大な農地や点在する里山等の

二次的な自然環境の保全・再生

■ 身近な自然環境の保全・再生

農地や森林・里山など、古くから人の手が入り続けることで守られてきた自然環境を保全・再生していきましょう。

□ 基本的な考え方

市域の約 46%は水田をはじめとする農地から構成されていますが、農業を取り巻く社会情勢は厳しい状況にあります。また農地周辺には、森林や里山が点在していますが、近年は松枯れやナラ枯れの被害も見られます。

そこで、農地としての維持を通じて、水田を中心とする農村環境の保全に努めるとともに、環境保全型農業の推進や森林・里山・河川・湧水等の保全、体験学習などにも取り組んでいきましょう。

基本方針 2

全国に誇れる歴史・文化と景観を守り育み 地域活性化に活かしましょう

基本施策 2-1 八幡堀や安土城跡・西の湖周辺等の 歴史的・文化的景観等の保全・再生

■ 重要文化的景観・歴史的景観等の保全と身近な景観施策の推進

人の活動と一体となって形成されてきた重要文化的景観や歴史的な景観、まちなみなどを保全し、あわせて近江八幡市らしい景観を保全・創出していきましょう。

□ 基本的な考え方

本市では、「近江八幡の水郷」が重要文化的景観に選定されているほか、八幡堀、安土城跡、ヴォーリズ建築^{※P35}など、歴史的景観が数多く見られます。これら全国に誇るべき景観は、本市を代表する環境・観光資源でもあります。

そこで、これら本市に特有の重要文化的景観や歴史的景観の保全に努めていきましょう。

また、本市には市外からの観光客も多く、市民による身近な景観づくりや緑化推進など、美しいまちとする取組を進めていくことが求められます。

そこで、それぞれの地域において近江八幡市らしさの感じられる景観づくりに取り組んでいきましょう。

基本施策 2-2 近江八幡の水郷等の環境特性を活かした 地域活性化の推進

■ 環境を活かした地域の活性化

本市の環境を活かして、地域社会や地域産業の活性化を図っていきましょう。

□ 基本的な考え方

本市には、歴史的・文化的環境、水郷ブランド農産物^{※P35}の認証や地産地消の取組等があります。

そこで、市民自らがまちづくりへと主体的に参加し、近江八幡市で暮らし、働き、学ぶことに魅力と誇りを実感できる、本市の環境を活かした個性的で活力のあるまちづくりと、その環境特性を地域産業の活性化につなげていく活動を進めましょう。また、空き家の有効な活用等についても考えていきましょう。

基本方針 3

市民の力を合わせて 循環型社会を形成しましょう

基本施策 3-1 身近な取組から始める 5 R の推進

■ リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リジェネレート（特にリデュース・リユースの 2 R）の推進

1 人ひとりの身近な取組を通じて、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）・Reuse（リユース：再使用）・Recycle（リサイクル：再生利用）に加えて、Refuse（リフューズ：過剰包装や不要物の受け取り拒否）、Regenerate（リジェネレート：再生品の使用）を推進していきましょう。

特に、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）と Reuse（リユース：再使用）の 2 R に力を入れていきましょう。

□ 基本的な考え方

本市における 1 人 1 日当たりのごみの量は増加傾向で推移していますが、廃棄物のさらなる減量とリサイクル等に向けた取組を進めていくことが求められます。

そこで、1 人ひとりの身近な取組を通じて市民の力を合わせて、地球温暖化防止に貢献する観点からも、循環型社会の形成に向け、特に、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）と Reuse（リユース：再使用）の 2 R を中心にしながら、5 R の取組を進めていきましょう。

基本方針 4

エネルギーを大切に使う ゼロカーボンシティの実現に貢献しましょう

基本施策 4-1 温室効果ガス排出抑制への身近な取組の推進

■ 二酸化炭素等の排出抑制対策の推進

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を視野に入れながら、限りあるエネルギーを大切に使うように心がけるライフスタイルへと転換していきましょう。

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向けて、国・県等とも連携を密にしながら、省エネルギー等の身近な取組や再生可能エネルギー導入への普及啓発を通じて、地球温暖化防止や気候変動対策に貢献していきましょう。

□ 基本的な考え方

ゼロカーボンシティの実現のためには、再生可能エネルギー導入も視野に入れながら、エネルギーを大量に消費することのないライフスタイルへの転換を心がけることが求められます。

そこで、主として二酸化炭素の排出量の抑制と化石燃料に頼らないエネルギーの普及について、身近にできることから取り組んでいきましょう。

基本方針 5

市民の健康な暮らしを支える 生活環境を守りましょう

基本施策 5-1 水・大気・土の保全

■ 生活の基盤となる水・大気・土の保全

下水道や合併処理浄化槽の整備・管理、家庭からの雑排水への対策、地下水の保全、大気汚染・土壌汚染の防止等を通じて、本市の特色である水環境を保全していきましょう。

□ 基本的な考え方

本市における市民生活の基盤として、西の湖や琵琶湖、湧水などに代表されるような、すばらしい水環境を中心に、健全な大気や土壌環境を守り続けていくことが求められます。

そこで、下水道や合併処理浄化槽の整備・管理、家庭からの雑排水への対策、地下水の保全をはじめ、大気や土壌環境の保全のために、規制や指導、監視などに関係機関と連携して取り組んでいきましょう。また、身近な水・大気・土の保全への取組を通じて、地球環境問題の解決に対しても貢献していきましょう。

基本施策 5-2 生活環境の保全

■ 騒音・振動・悪臭対策、廃棄物の適正処理、不法投棄対策、まちの美化等の推進

騒音・振動・悪臭問題、廃棄物の適正処理、不法投棄問題、まちの美化等への取組を通じて、身近な生活環境を保全していくことを目指しましょう。

□ 基本的な考え方

本市における生活環境を守るため、騒音・振動・悪臭問題、廃棄物の適正処理、不法投棄問題、まちの美化などへの対応が求められます。

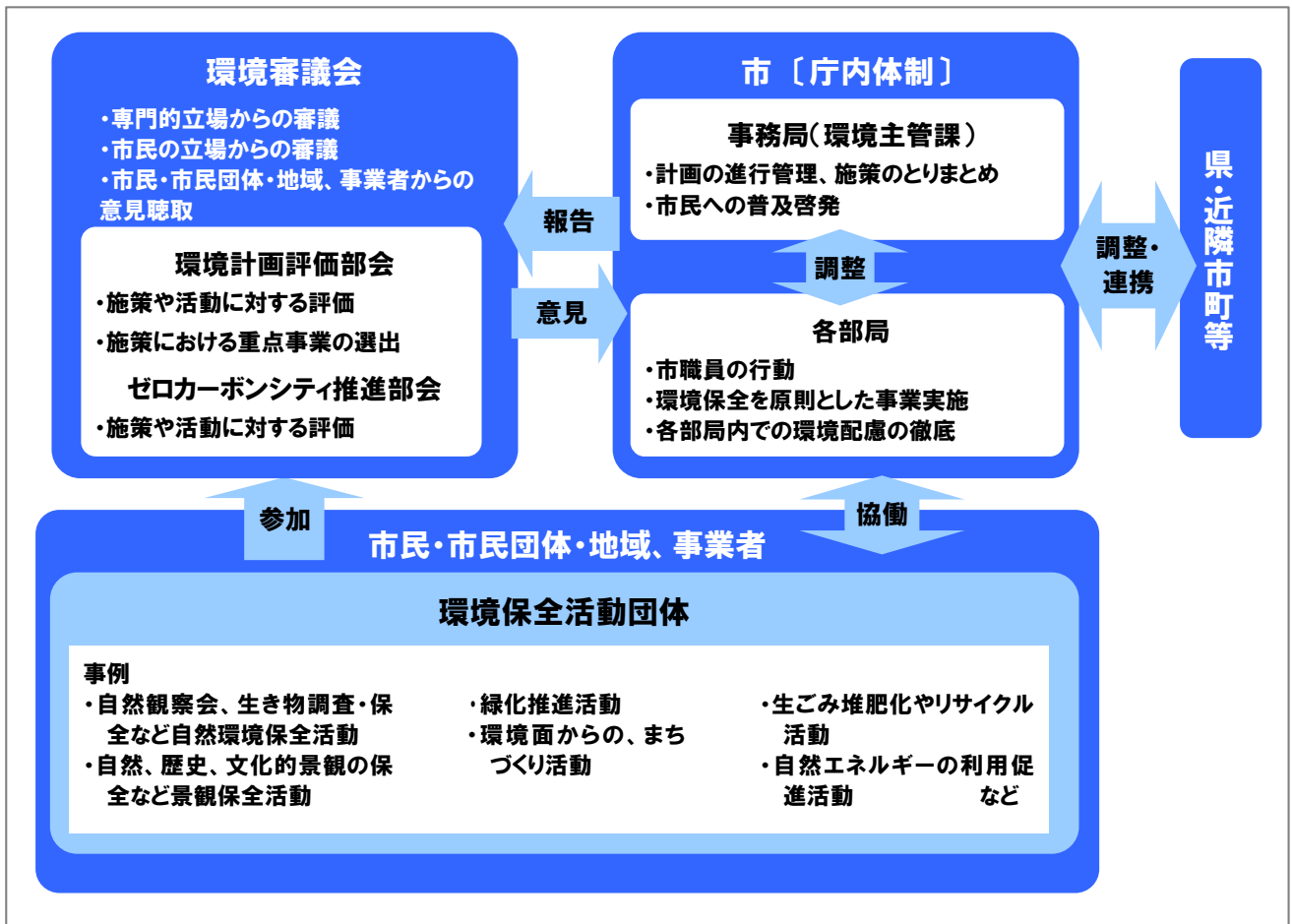
そこで、生活環境の保全のために、規制や指導、監視などに関係機関と連携して取り組んでいきましょう。また、まちの美化対策として、関係団体等と協力して、取り組んでいきましょう。

第5章 計画の進行管理

5-1 推進体制

近江八幡市環境基本計画の推進に当たっては、市、市民・市民団体・地域、事業者それぞれによる主体的な活動を促進しながら連携を図り、協働によって取り組んでいきます。

また、市の環境施策については、環境計画評価部会及び環境審議会における評価・検証・審議を通じて、県・近隣市町等とも調整・連携し、環境基本計画との整合を図りながら、進行管理を図っていきます。



環境基本計画の推進体制

■ 組織体制

次の組織を設置し、計画の実効性を高めていくこととします。

[環境審議会]

「環境審議会」は、計画を推進していくための取組や仕掛けを検討する組織です。

学識経験者、環境保全に関して識見を有する市民等で組織する「環境審議会」において、社会情勢等も踏まえた幅広い観点より、本市における環境施策全般についての審議を行うこととします。

[環境計画評価部会]

環境審議会に「環境計画評価部会」を置き、環境基本計画に基づく環境実施計画の進捗等について評価を行うこととします。

[(仮称) ゼロカーボンシティ推進部会]

環境審議会に「(仮称) ゼロカーボンシティ推進部会」を置き、地球温暖化対策実行計画の進捗等について評価を行うこととします。

[庁内体制・事務局]

市の環境主管課に環境審議会及び環境計画評価部会の事務局を置き、庁内関係各課との連絡調整等を行い、環境関連施策の進行管理や評価について、企画調整を行います。

■ 協働による実践活動

市民や市民グループ等の活発な取組効果を最大限に発揮し、地域に暮らす市民、事業者が、地域の環境を保全していく体制づくりを進めていきます。

そのため市は、環境保全に関連する各種団体間の連携を図る仕組みづくりや、各種活動の間での情報共有と活動改善に向けたサポートなど、市民、事業者との『協働』による実践的な活動を重視して、計画を推進していきます。

5-2 評価システム

環境基本計画に基づく取組について、次の方法で報告・評価を行います。

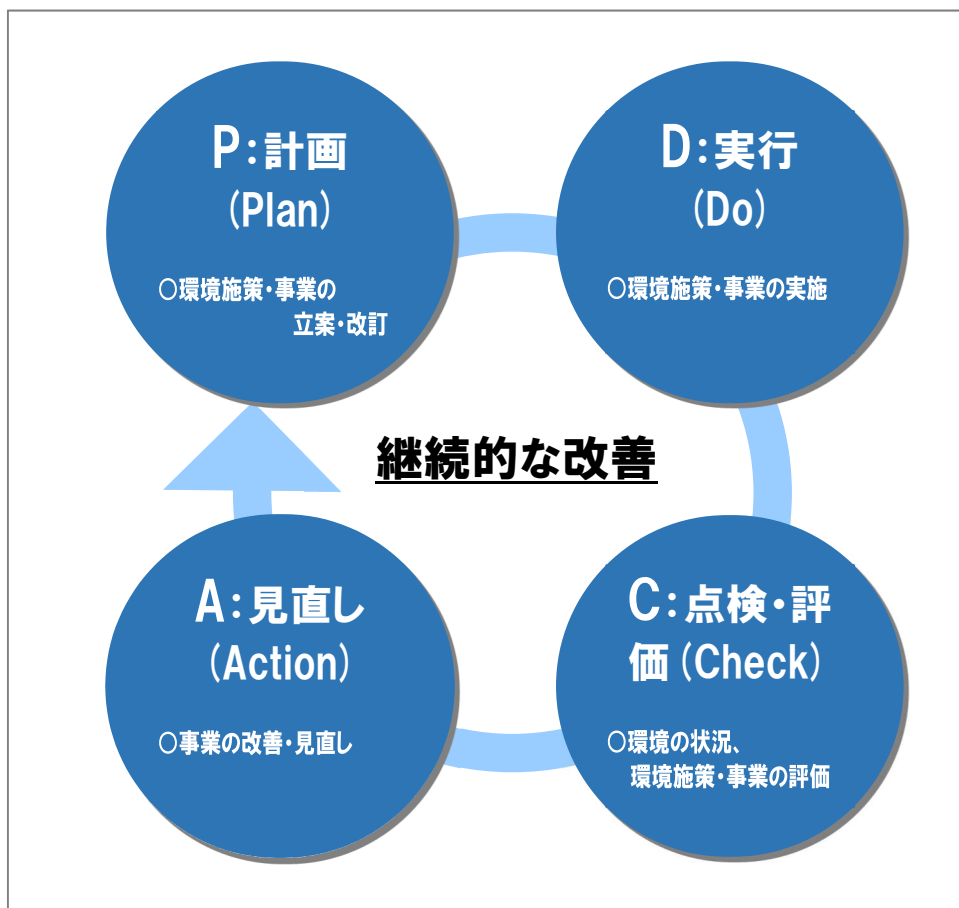
[環境報告]

計画を効果的に進めていくため、計画策定後の環境の状況の変化や、実施した取組の効果を把握し、点検・評価を行い、新たな課題に対応していくことが求められます。

そこで、「環境計画評価部会」が中心となり、「近江八幡市環境報告書」の作成を進め、報告書に基づいて、以降の取組について検討を行います。

[継続的な改善]

環境主管課をはじめとする関係各課において、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方をを用いて、Plan（プラン：計画）Do（ドゥ：実行）Check（チェック：点検・評価）Action（アクション：見直し）という手順を踏みながら点検を行うことで、取組内容および評価手法を継続的に改善していきます。



PDCAサイクルによる継続的な改善

参考資料

近江八幡市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第13条）

第3章 環境審議会（第14条）

第4章 雑則（第15条）

付則

前文

琵琶湖の東岸、湖東平野の中央部に位置する本市は、琵琶湖最大の島である沖島を北端に、北東部には水郷で名高い西の湖を有し、水と緑にあふれた豊かな自然環境の恩恵を受けるとともに、琵琶湖に接した広大な平地をひかえ、実り豊かな田園都市を形成してきた。また、各時代を代表する国の史跡が点在した歴史遺産に恵まれ、近江商人の町として伝統的文化を継承しつつ新しい文化を育んできた。しかし、現在、生活の便利さを追い求めるあまり、私たちはこの恵まれた環境に少しずつ負荷を与えている。そして、そのことが、自然、風土を含めた地域の環境のみならず、今や地球温暖化等の地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

今、私たちは、目の前にある環境の現状を再認識し、共通認識のもとで先人の知恵に学びながら、その自発的な取組によって自然の中で人が生きていく社会を構築していかなければならない。

すべての市民は、良好な環境のもとで生活を営むことができる権利を有しているが、併せて人類存続の基盤であり、壊れやすく再生するのが容易ではない豊かな環境を、将来世代へ引き継いでいくべき責務がある。

これらの認識のもとに、地球環境の保全を視野に入れ、持続的発展が可能な地域社会の実現を目指し、その基本的な方向性を示すため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境を保全し創造するため、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を送ることができる生活環境、自然環境及び歴史的・文化的環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に役立つものをいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により推進するものとする。

(1) 人が健康で文化的な生活を送るために、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、人類存続の基盤である限りある環境を、現在及び将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

(2) 市、市民及び事業者がそれぞれの担うべき役割を分担した上で、互いに連携し協力して自主的かつ積極的に行わなければならない。

(3) 地域の地理的特色を生かし、先人が築いてきた歴史的及び文化的遺産を保全しつつ、現在及

び将来にわたって良好な歴史的・文化的環境が形成されるよう適切に行わなければならない。
(4) 地球環境の保全を視野に入れた資源の循環的利用等により、持続的発展が可能な地域社会の構築を目指さなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して良好な環境の保全及び創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造への取組を支援するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、良好な環境の保全及び創造に関する自らの意識を高め、日常生活により生ずる環境への負荷を低減する役割を自ら積極的に果たさなければならない。

2 市民は、市及び事業者が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、良好な環境の保全及び創造に関する自らの社会的責任を認識し、事業活動に伴い生ずる環境の保全上の支障を防止するとともに、事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 事業者は、市及び市民が行う良好な環境の保全及び創造に関する取組に自ら積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境を保全し創造するため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければならない。

- (1) 人の健康が保護されること及び生活環境が保全されること。
- (2) 生物の多様性に配慮した自然環境が適正に保全されること。
- (3) 歴史的・文化的遺産及び良好な景観が保全されること。
- (4) 循環型社会が構築されること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境が保全されること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な環境を保全し創造されること。

(環境基本計画)

第8条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとする。

3 市は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるとともに、第14条に規定する近江八幡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めなければならない。

(環境学習の推進等)

第10条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造についての理解と認識を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、環境学習を推進するとともに、普及啓発事業の実施、人材の育成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第11条 市は、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて行動するために、必要な情報の提供に努めるものとする。

(報告書の作成)

第12条 市長は、市の環境の状況並びに良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の内容等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広域的な環境保全)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に関して広域的な取組が必要となる施策の実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体等と協力して、これを推進するよう努めるものとする。

第3章 環境審議会

(審議会)

第14条 市域における環境の保全及び創造に関する事項を調査審議するため、近江八幡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民のうち環境保全に関し識見を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱する審議会の委員の任期は、第14条第4項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑や局地的な集中豪雨による洪水などが、国内のみならず、世界各地で毎年のように発生しています。深刻な被害をもたらしている近年の状況から、地球温暖化は、気候変動の域を超えて危機的ともいえる状況に直面していると考えられます。

2015年に採択された「パリ協定^{※P35}」では、世界の平均気温上昇を1.5℃までに抑えることが目標として掲げられ、この目標を達成するためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが求められています。

本市は、西の湖やその周辺の水郷地帯などのほか、平野部には豊かな農地が広がり、周囲の山々とともに里山景観を形成するなど、非常に豊かな自然環境に恵まれています。

安心して豊かに暮らすことのできる環境を後世に継承し、SDGsの目指す持続可能な社会の実現のため、現在の気候変動が地球規模で危機的状況であることを認識するとともに、今を生きる我々市民、事業者及び行政が一体となって環境に対する意識を高め、一人一人が積極的かつ継続的に行動することが必要です。

このようなことから、本市は、ここに、気候非常事態を宣言し、私たちが環境の一部として健全な関係を築くことのできる経済・社会活動を推進するとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指します。

令和3年7月1日

近江八幡市長 小西 理

近江八幡市環境基本計画等改定経過

年 月 日	近江八幡市環境審議会 (主な検討事項)	近江八幡市環境審議会 環境計画評価部会 (主な検討事項)
令和3年 9月6日	第1回審議会 ・事務事業評価	
令和3年 12月2日	第2回審議会 ・事務事業評価 ・第2次計画(素案)	
令和3年 12月23日		第1回部会 ・第2次計画(素案)
令和4年 1月13日		第2回部会 ・第2次計画(案)まとめ
令和4年 1月25日	第3回審議会 ・第2次計画(案)まとめ	
令和4年 2月1日 ～ 2月21日	第2次計画(案)パブリックコメントの実施	
令和4年 3月22日	第4回審議会 ・第2次計画(案)確認	

近江八幡市環境審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	役職等
会長	香川 雄一	滋賀県立大学環境科学部教授
副会長	平山 奈央子	滋賀県立大学 環境科学部 環境政策・計画学科 講師
	松下 京平	滋賀大学経済学部社会システム学科教授
	来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	楊 平	滋賀県立琵琶湖博物館 専門学芸員
	川橋 袖子	近江八幡市緑の少年団団長
	吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長
	中川 次代	オーガニックステーションEM安土代表

近江八幡市環境審議会 環境計画評価部会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	役職等
部会長	平山 奈央子	滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科 講師
	来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー
	川橋 袖子	近江八幡市緑の少年団団長
	吉田 栄治	近江八幡市水と緑の環境ネットワーク事務局長

意識調査結果

生活環境の現状と課題把握を中心として、令和3年9月に意識調査を実施し、市民、中学生の環境面に対する行動と意識について調査を行いました。

実施した調査の種別と有効回答数を下に示し、主な調査結果について、次ページ以降に示します。

表 意識調査の有効回答数

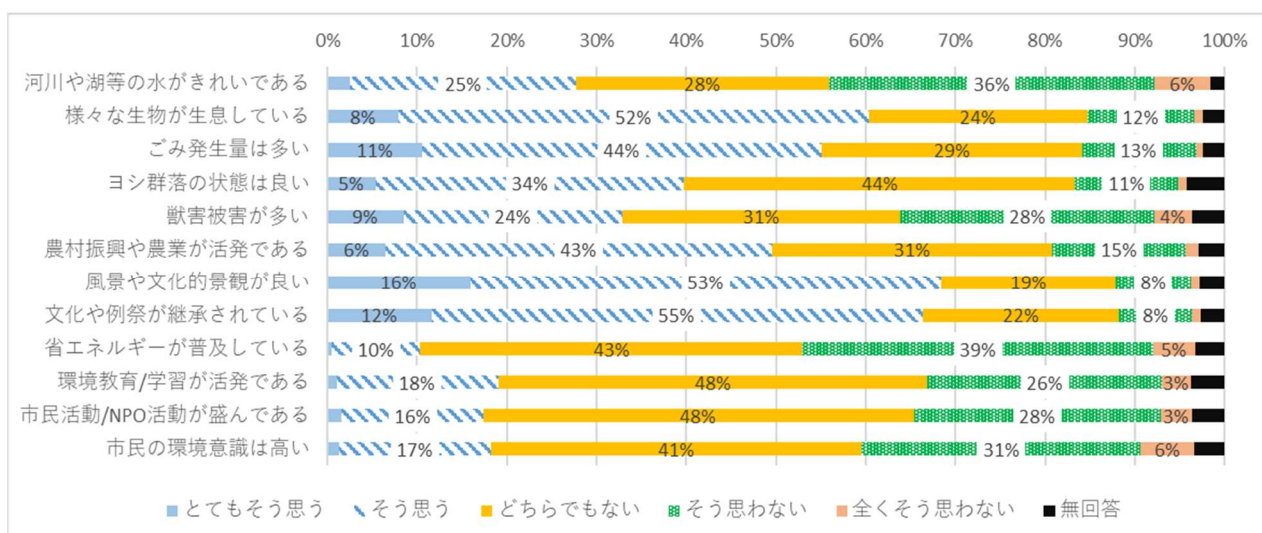
対象	項目	有効回答数
市民		有効回答数 1,371 通 (配布数 3,000 通、有効回答率約 46%)
中学生		有効回答数 1,511 通

■ 市内の環境について

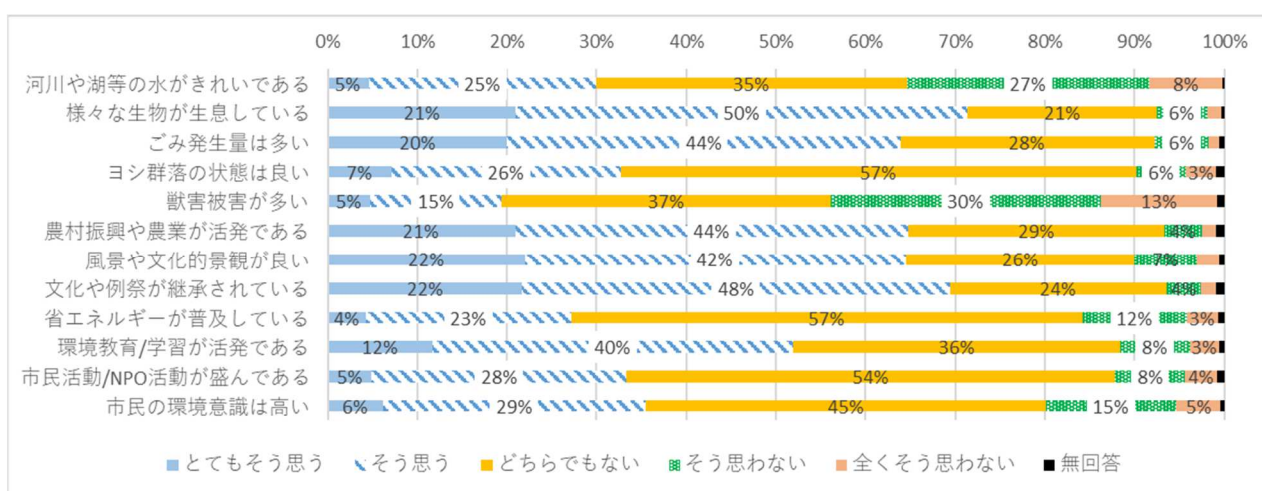
(とてもそう思う・そう思う・どちらでもない・そう思わない・全くそう思わない)

- 「様々な生物が生息している」、「風景や文化的景観が良い」、「文化や例祭が継承されている」等の評価が高くなっています。
- 「河川や湖等の水がきれいである」への評価が低くなっており、特に中学生を除く市民で「省エネルギーが普及している」への評価が低くなっています。
- 「環境教育/NPO活動が盛んである」について、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答された割合が市民と中学生との間で違いが出ており、中学生の回答が比率として高くなっています。

【市民】



【中学生】

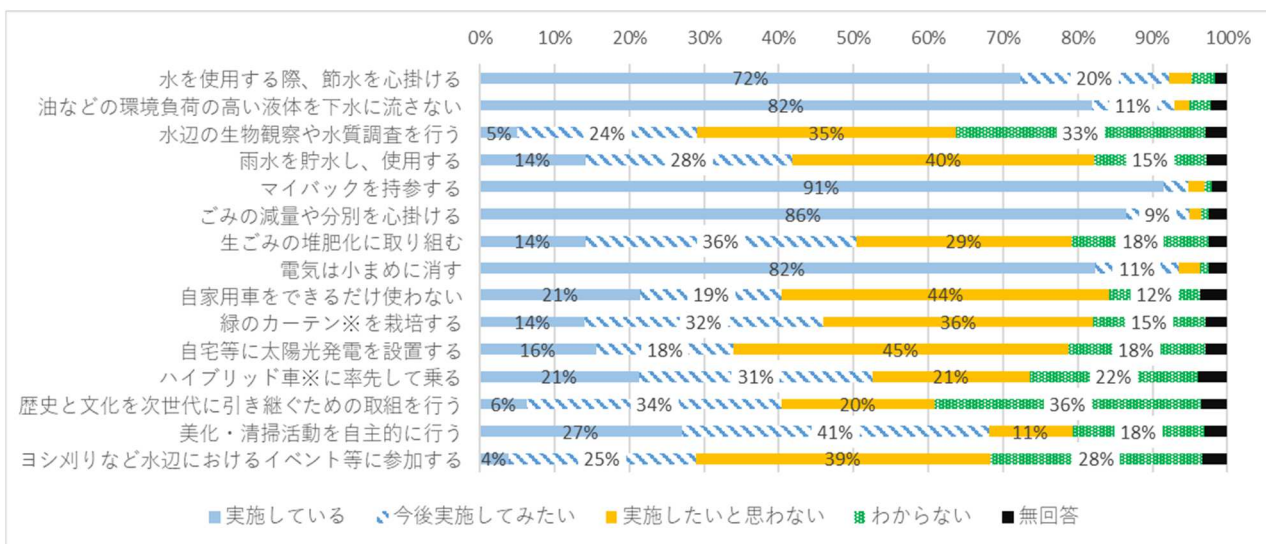


■ あなたやあなたの家で、環境を考えて心がけていること

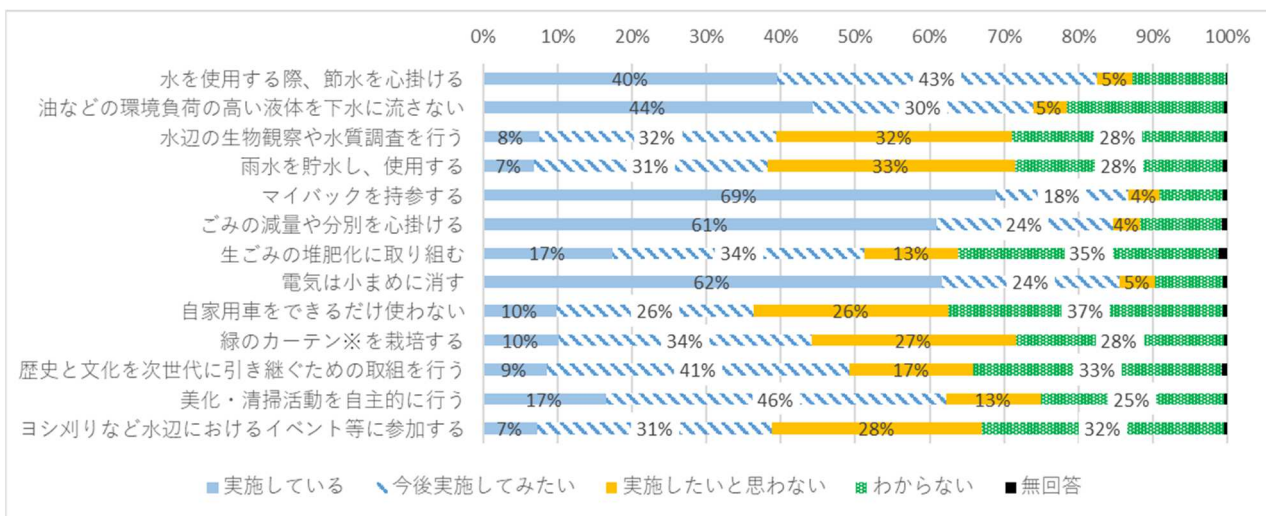
(実施している・今後実施してみたい・実施したいと思わない・わからない)

- 「マイバックを持参する」、「ごみの減量や分別を心掛ける」等で「実施している」と回答をされた方の割合が高くなっています。
- 「生ごみの堆肥化に取り組む」、「美化・清掃活動を自主的に行う」、「歴史と文化を次世代に引き継ぐための取組を行う」等において、「今後実施してみたい」と回答された方の割合が高くなっています。
- 「水を使用する際、節水を心掛ける」、「油などの環境負荷の高い液体を下水に流さない」等において、市民と中学生の間で「実施している」と回答された割合に違いが出ており、市民と比べて中学生の回答が比率としてより低くなっています。

【市民】



【中学生】

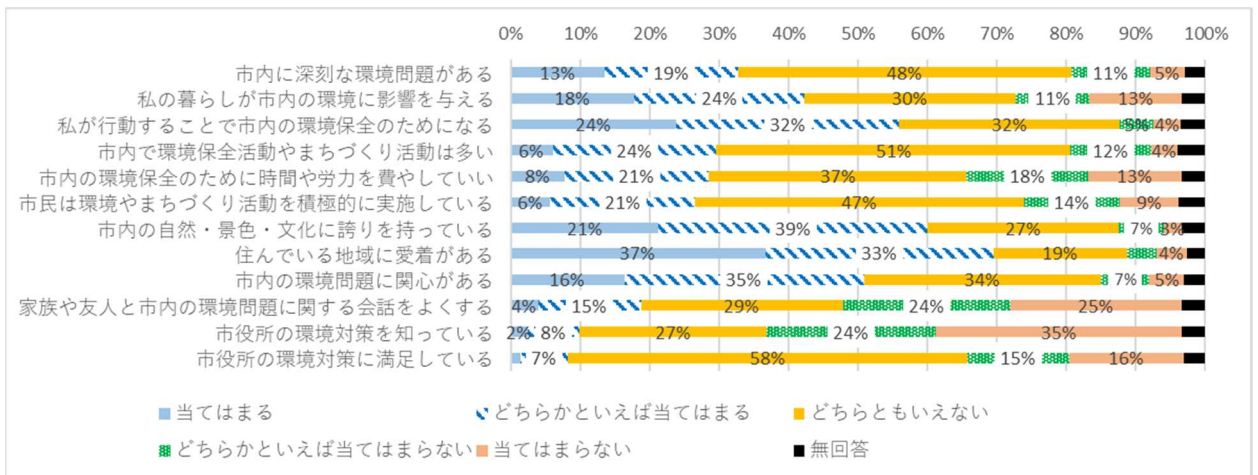


■ 環境意識について

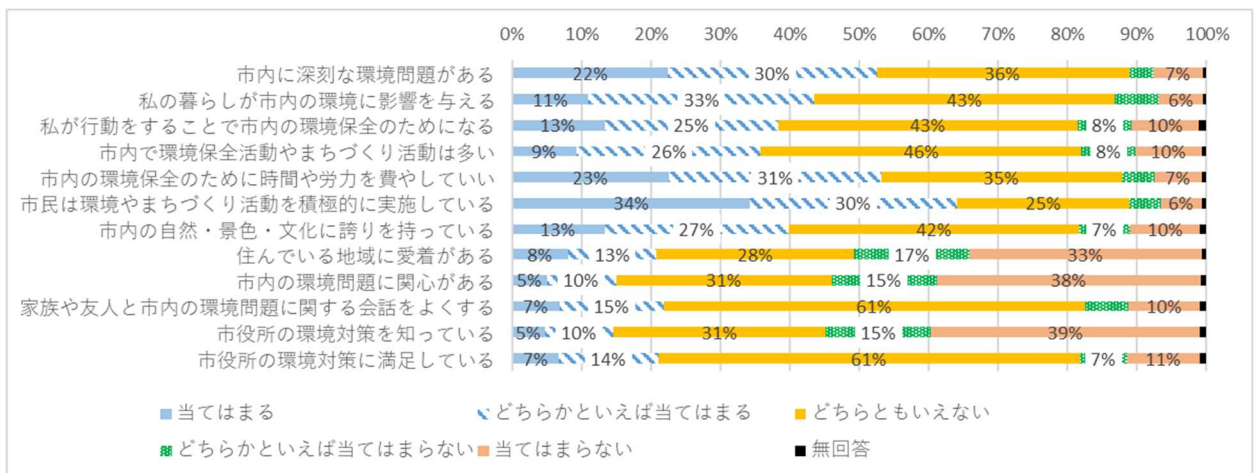
(当てはまる・どちらかといえば当てはまる・どちらともいえない・どちらかといえば当てはまらない・当てはまらない)

□ 「私が行動することで市内の環境保全のためになる」、「市内の自然・景色・文化に誇りを持っている」、「住んでいる地域に愛着がある」等で「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」のいずれかに回答された方の割合が高くなっています。

【市民】



【中学生】



用語の解説

[ヴォーリズ建築]

明治時代に英語教師として来幡したウィリアム・メレル・ヴォーリズが設計した建築物のこと。

[オゾン層]

高度約 10-50km に位置する成層圏に多く存在している、大気中のオゾン濃度が高い層のこと。

[海洋プラスチックごみ]

普段の生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を覆うプラスチックごみのこと。

[気候非常事態宣言]

国や自治体等が近年の気候変動の影響と考えられる気候異常について危機の表明を行うこと。

[重要文化的景観]

人間と自然との相互作用によって生み出された文化的景観のうち、特に重要なものとして文化財保護法第 134 条第 1 項の規定に基づき国が選定した景観のこと。

[水郷ブランド農産物]

琵琶湖と水郷の水環境に配慮した安全性の高い農産物づくりを目指し、近江八幡市独自の基準項目をクリアした農産物のこと。

[生物多様性]

種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含み、地球上の生きものたちがバラエティに富むことで、複雑で多様な生態系を構築する上で必要なもののこと。

[ゼロカーボンシティ]

2050 年に CO₂ (二酸化炭素) 排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが公表した地方自治体のこと。

[地産地消]

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組のこと。

[二次的な自然環境]

水田や里山など、人が手を入れることによって管理・維持されてきた自然環境のこと。近年は里山等の管理が行われなくなり、このような自然環境のもとで生息・生育してきた動植物が、全国的に減少してきている。

[ハイブリッド自動車]

異なる 2 つ以上 (ガソリンと電気) の動力源を持つ自動車のこと。

[パリ協定]

2020 年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みのこと。温室効果ガスの削減に関する国際的取り決めが協議された。

[緑のカーテン]

つる植物を絡ませてカーテンのように仕立て、窓の外等に設置すること。

[ラムサール条約]

水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守るため、湿原の保全に関する国際条約のこと。

[SDGs]

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。SDGs は 2015 年 9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために目標を掲げた。

[5R]

Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制)・Reuse (リユース：再使用)・Recycle (リサイクル：再生利用) の 3 R に加えて、Refuse (リフューズ：過剰包装や不要物の受け取り拒否)、Regenerate (リジェネレート：再生品の使用) を含めたもの。

第2次近江八幡市環境基本計画

《 マスタープラン 》

編集発行

近江八幡市市民部環境課

〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

TEL 0748-33-3111（代表）

発行年月

令和4年3月
